

令和 8 年 6 月 亀山市議会定例会 専決条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第 5 3 号 専決処分した事件の承認について（亀山市税 条例の一部改正）	1
議案第 5 4 号 専決処分した事件の承認について（亀山市国 民健康保険税条例の一部改正）	2

件名	亀山市税条例の一部を改正する条例	総務財政部 税務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。</p> <p>なお、この改正は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付けで専決処分したものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>米国関税措置が日本の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減し、及び簡素化するため、令和8年3月31日をもって軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、本条例において規定する環境性能割の規定を削り、種別割を軽自動車税に改めたものです。</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">＜第8条、第10条、第88条、第90条、第90条の3から第90条の8まで、第91条から第98条まで、附則第29条の2から附則第29条の6まで、附則第30条及び附則第30条の2関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、令和8年4月1日としました。</p> <p>(2) 改正後の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によることとする経過措置を設けました。</p>		

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
----	------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の一部改正により子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額及び軽減措置が定められたこと並びに地方税法施行令の一部改正により国民健康保険税の軽減判定基準が引き上げられたことから、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

(1) 子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額は、3万円としました。

＜第2条関係＞

(2) 子ども・子育て支援納付金課税額について、被保険者の世帯の所得に応じ、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額の7割、5割及び2割を減額することとしました。

＜第26条関係＞

ア 7割軽減

区 分	減額する額
被保険者均等割額	840円
18歳以上被保険者均等割額	63円
世帯別平等割額	420円

イ 5割軽減

区 分	減額する額
被保険者均等割額	600円
18歳以上被保険者均等割額	45円
世帯別平等割額	300円

ウ 2割軽減

区 分	減額する額
被保険者均等割額	240円
18歳以上被保険者均等割額	18円
世帯別平等割額	120円

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額について、被保険者の世帯に0歳から満6歳になった日以後の最初の3月末日までの未就学児である被保険者がいる場合は、被保険者均等割額の5割を減額することとしました。

<第26条関係>

被保険者均等割額の減額	減額する額
7割軽減される世帯	180円
5割軽減される世帯	300円
2割軽減される世帯	480円
軽減されない世帯	600円

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額について、被保険者の世帯に出産予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者がいる場合は、産前産後の期間に係る所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を減額することとしました。 <第26条関係>

(5) 子ども・子育て支援納付金課税額について、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である18歳未満の被保険者については、被保険者均等割額を減額することとしました。 <第26条関係>

(6) 国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について次のとおり改正しました。

<第26条関係>

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずる金額を31万円（現行：30万5千円）に引き上げました。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずる金額を57万円（現行：56万円）に引き上げました。

区分	軽減判定所得の計算式	対象所得(※)
改正前	5割：43万円＋ <u>30万5千円</u> ×被保険者数	134万5千円以下
	2割：43万円＋ <u>56万円</u> ×被保険者数	211万円以下
改正後	5割：43万円＋ <u>31万円</u> ×被保険者数	136万円以下
	2割：43万円＋ <u>57万円</u> ×被保険者数	214万円以下

※3人世帯の場合

(7) 本条例で引用している地方税法施行規則の条項ずれに伴う規定の整理を行いました。 <第26条関係>

3 その他

(1) 施行日は、令和8年4月1日としました。

(2) 改正後の規定は、令和8年度以後の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする経過措置を設けました。